

2022  
10  
October



# CLIENT

No.363



## 医療トピックス

- ・オンライン資格確認の状況等

P1

## 弊法人からの連絡事項

- ・楽しい給与計算 社会保険料の変更

P2

## Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・新型コロナウイルス感染症の賃金補填制度について

P3・4

## Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・ものづくり補助金採択後について

P5

## 労務トピックス

- ・最低賃金引き上げについて

P6

## 弊法人からの連絡事項

- ・設備投資のご予定について  
～10月14日（金）までにご回答ください～

P7



2022年5月の厚生省社会保障審議会医療保険部会で2023年4月から保険医療機関・薬局におけるシステム導入について原則として義務化することを示されました。

オンライン資格確認等システムに必要な顔認証付きカードリーダーの設置を既に申し込まれた医院・クリニックも多いと思いますが、オンライン資格確認等の現状と、まだ申請されていない先生方へ補助金の申請期限をご紹介します。

○医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況(8月21日時点)

下記の各表からもわかるように、医科・歯科ともに診療所の導入が少ない状況です。

顔認証付カードリーダーの申込件数(表1)でやっと全体の半数を超えている状況で、実際に運用を開始されている診療所は2割にも満たないのが現状です。

表2: 院内のシステム整備等の準備が完了している件数

表1: 顔認証付きカードリーダーの申込件数

表3: 運用が開始されている件数

	施設数	割合
病院	6,801	83.0%
医科診療所	48,259	53.9%
歯科診療所	40,259	57.0%
薬局	52,635	86.0%

	施設数	割合
病院	4,022	49.1%
医科診療所	20,369	22.7%
歯科診療所	16,534	23.4%
薬局	32,975	53.9%

	施設数	割合
病院	3,568	43.6%
医科診療所	16,405	18.3%
歯科診療所	13,478	19.1%
薬局	28,990	47.3%

出典: 厚生労働省ホームページ

○導入に対する補助を拡充

対象者

2022年12月末までに顔認証付きカードリーダーの申込を行い、かつ、2023年2月末までにシステム事業者と契約を結んだ医療機関・薬局

※補助金交付の申請期間は、変更なく2023年3月31日までに補助対象事業を完了させ、2023年6月30日までに申請となりますのでご注意ください。

補助額

42.9万円を上限に実費補助



顔認証付きカードリーダー

Q&A

- 顔認証付きカードリーダーを2台持ちたいのですが可能でしょうか。  
→無償提供されるのは診療所の場合、1台までとなります。2台目以降は実費にて導入が必要です。医療機関コードに対しての提供となりますので、医療法人で診療所別に医療機関コードを取得されている場合は、診療所ごとに申込が可能です。
- 導入費用をリースまたは割賦契約で購入しようと思うが、補助の対象でしょうか。  
→リース・割賦契約は補助金申請の対象外となります。
- 既に32.1万円の上限時に申請したのですが、再度申請は可能でしょうか。  
→再申請はできません。ただし、既に申請された医療機関・薬局も42.9万円の上限になるように特例を設ける動きがあるようです。

2022年12月末までに申込が完了しなければ、補助金申請ができなくなってしまうので、導入をご検討されている医院・クリニックの方は、お早めに申込ください。オンライン資格確認の医療機関向けポータルサイトも開設されております。詳細はHPにてご確認ください。右のQRコードよりご覧いただけます。



社会保険の算定基礎届の提出により、10月の給与計算から社会保険料が変更になります。  
 楽しい給与計算ソフトの変更方法について、ご案内いたします。  
 加入されています健康保険組合によって、操作が異なります。

①日本年金機構(協会けんぽ)及び厚生年金に加入している場合

その他のメニューから設定の変更を行いますと、給与計算で自動計算されます。

¥ 楽しい給与計算 > その他のメニュー

その他のメニューTOP

事業所情報  
 事業所情報

従業員情報  
 従業員の追加  
 従業員一覧  
**標準報酬月額の一括設定**  
 住民税の一括設定  
 並び替え

標準報酬月額の一括設定

各項目の内容を変更した後、一番下の「保存する」ボタンを押してください。  
(厚生年金) ボタンを押すと健康保険料の標準報酬月額に合わせて厚生年金保険料の標準報酬月額が設定されます。

NO	コード	氏名	生年月日	健康保険料 標準報酬月額	介護保険料	厚生年金保険料 標準報酬月額
1	001	森が関太郎	1947年1月22日 (73歳)	170,000円	<input type="checkbox"/> 控除対象	170,000円
2	002	森が関花子		88,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 控除対象	88,000円
3	003	森が関一郎		150,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 控除対象	150,000円

保存する

※日本年金機構から届いています『標準報酬決定通知書』の標準報酬の保険料へ変更

事業所整理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書				決定後の標準報酬月額		
01-イロハ	12345	被保険者 整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月日	(健保)	(厚生)
		1	〇〇 〇〇	S47.08.16	第二種	H26.09	170 千円	170 千円
		5	〇〇 〇〇	S48.06.09	第二種	H26.09	88 千円	88 千円
		6	〇〇 〇〇	S33.03.12	第一種	H26.09	150 千円	150 千円

②東京都歯科健康保険組合(歯科健保)に加入している場合

お手元に届いております基礎算定届による『標準報酬決定通知書』の保険料を給与入力画面で直接入力します。

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	勤怠			支給合計額
12			12	労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	113,850
105:00				基本給	時間外手当	特別手当	1,200
110,250	0	0	0	職務手当	休日手当	通勤手当	112,650
1,200				健康保険料	介護保険料	厚生年金	16,000
13,000	3,000	自動計算	自動計算	所得税	住民税	年末調整	16,000
				雇用保険料	所定税	住民税	16,000
							16,000
							97,850

厚生年金は  
①を参照して  
ください

保険料明細書(標準報酬決定通知書)  
 算定基礎届により、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

事業所名称 〇〇歯科医院  
 事業所番号 12345

東京都歯科健康保険組合理事長

被保険者番号	氏名	性別	取得年月日	異動年月日	異動原因	標準報酬月額(千円)	健康保険料		介護保険料		種別	男女
							保険料	(被保険者負担)	保険料	(事業主負担)		
1	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	27600	13800	13800			
2	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	27600	13800	13800			
3	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	20240	10120	10120			
4	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	20240	10120	10120			
5	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	23920	11960	11960			

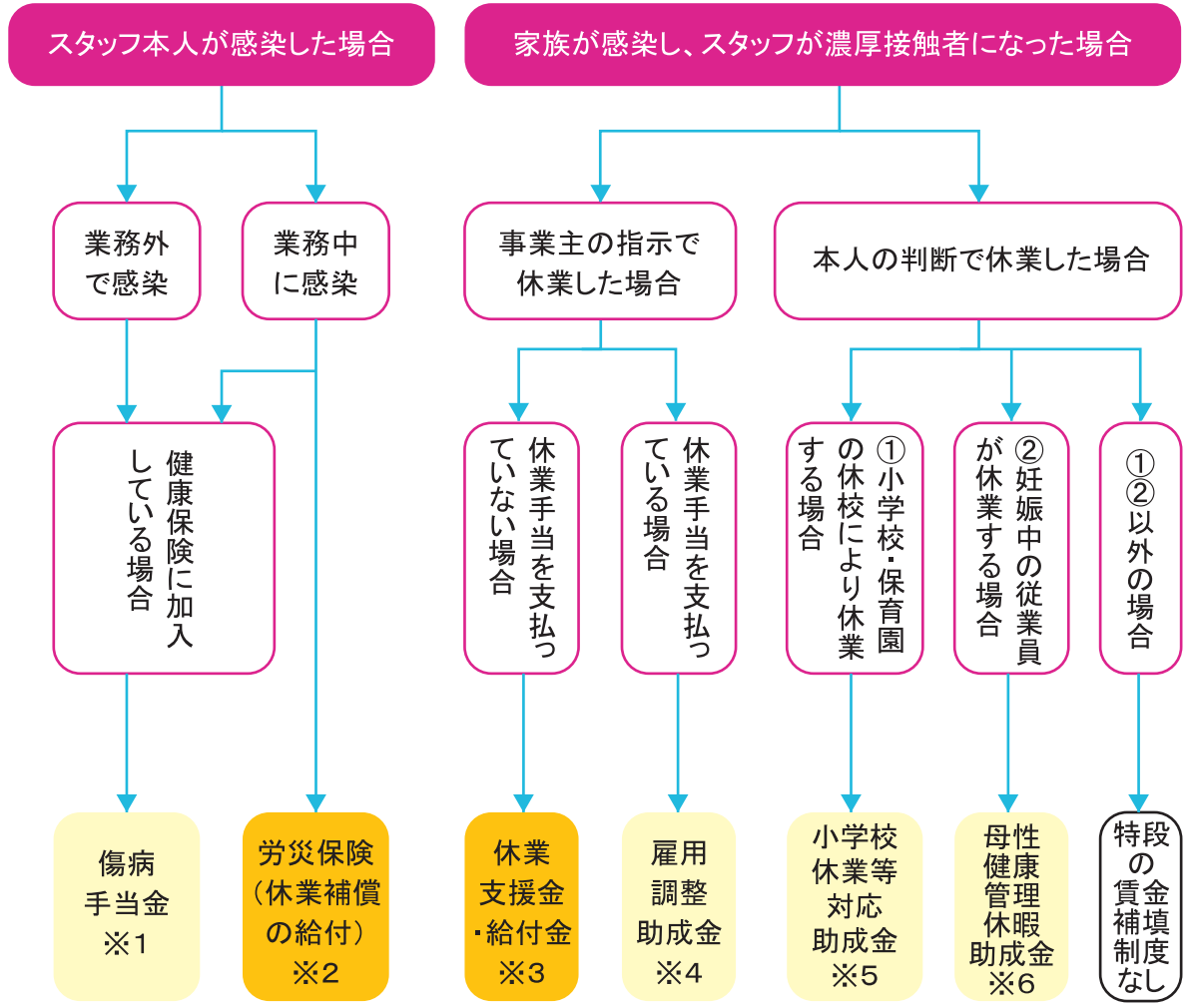
※東京都歯科健保組合から届いています『標準報酬決定通知書』の数字に変更

注)雇用保険料  
 2022年CLIENT9月号でもご案内しておりますが、2022年10月より雇用保険料率も5/1000(スタッフ負担分)に変更となります。  
 楽しい給与計算をお使いの方は自動で変更されますので、作業していただく必要はございません。  
 その他給与ソフトおよび手計算されている方はご注意ください。

**Question**

スタッフが新型コロナウイルス感染症に感染したことにより休業した場合や、濃厚接触者になったことにより休業した場合、どのような賃金補填制度がありますか。

**Answer**



取扱上の注意: **※年次有給休暇を取得した場合は適用されません**

**特別有給休暇の扱い**

申請者: 事業主      本人      事業主

- ※1 健康保険組合により、内容が異なります。
- ※2 休業4日目から、一日当たり給付基礎日額の80%を支給。
- ※3 一日当たり賃金の80%を支給（上限あり）。
- ※4 一日当たり賃金の90%を支給（上限あり）。
- ※5 一日当たり賃金の100%を支給（上限あり）。  
年次有給休暇とは別に、特別有給休暇の扱いとすること。
- ※6 年次有給休暇とは別に、特別有給休暇の扱いとすること。

**事業主が申請する制度の概要**

\* 弊法人での申請代行も可能です（別途、料金が生じます）

**※1 傷病手当金**

～ 歯科健保、歯科国保、医師国保、協会けんぽ等に参加しているスタッフについて申請可能 ～

- ・ 連続して休んだ場合の4日目から支給されます。
- ・ 休んだ期間の給与の支払いが無い場合に対象となります。  
（組合によっては、一定の額より低い支給がある場合は差額等を支給）
- ・ 申請先は、加入している健保組合です。
- ・ 標準報酬月額を日額に換算した金額の3分の2が支給されます。

\* 注 組合により、対象期限等の対応が異なる場合もあります。

\* 注 国民健康保険の加入者は、スタッフご自身でお住まいの市区町村へお問合せ・申請となります。

**※4 雇用調整助成金(雇用保険加入者)・緊急雇用安定助成金(雇用保険に加入していないスタッフ)  
2022年11月30日までが対象 ～再延長となる可能性もあります～**

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- ②最近1か月間の売上高または生産量などが1ヶ月-1年前のいずれかの月と比較し、5%以上減少している
- ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

の全てを満たしている場合に支給対象となります。

概ね休業手当の10分の9（日額上限9,000円（9月まで）、8,355円（10月から））が支給されます。

**※5 小学校休業等対応助成金**

2022年9月30日までが対象 ～再延長となる可能性もあります～

- ・ 新型コロナウイルス感染症により臨時休校となった小学校・保育所等に通う子ども、または同感染症に感染した子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者が支給対象です。
- ・ 年次有給休暇ではなく、特別有給休暇として休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（日額上限9,000円）

\* 申請期限が11月30日(水)必着となります。

**※6 母性健康管理休暇助成金**

医師等から休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（正規雇用・非正規雇用を問わず）に有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金です。当該有給休暇制度を整備し、労働者に必要な内容を周知した上で、

- ・ 2021年4月1日から2023年3月31日までの間に当該休暇を合計5日以上労働者に取得させると、1事業場につき1回限り15万円支給
- ・ 2020年5月7日から2023年3月31日までの間に当該休暇を合計して20日以上労働者に取得させると、対象労働者1人当たり28.5万円を1事業所当たり上限5人まで支給

**Question**

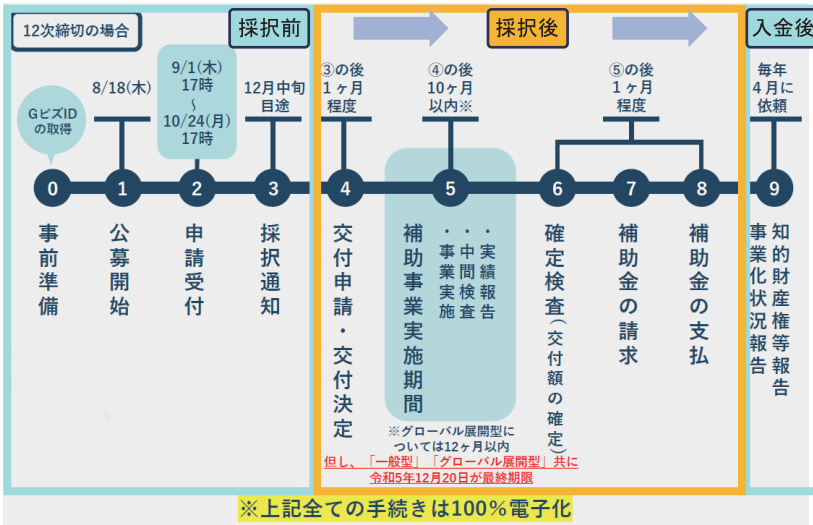
ものづくり補助金に申請し、採択通知が届きました。採択後に手続きが必要だったり、補助金を受け取れるまでに時間がかかったりすると聞きましたが、採択後は具体的にどのような流れになるのでしょうか。

**Answer**

ものづくり補助金の12次締切の公募要領が公開されました。申請受付は10月24日（月）17時締切となります。既に受付を終了した11次締切分の採択発表は10月中旬の予定ですが、採択されれば自動的に補助金が支払われるというわけではありません。採択通知の時点ではあくまで補助金交付の権利を得ただけです。その後交付申請を行い、交付決定されてようやく設備投資に移ることができます。採択通知から実際に補助金が支払われるまでは、様々な手続きの上、1年程度のタイムラグがあることにも注意が必要です。

採択後から補助事業完了までの一連の手続き内容と、補助事業を進める上での留意事項等について、詳しくは公式ホームページにて「補助事業の手引き」をご参照ください。

2022年CLIENT7月号でも補助金の概要について紹介していますので、あわせてご覧ください。

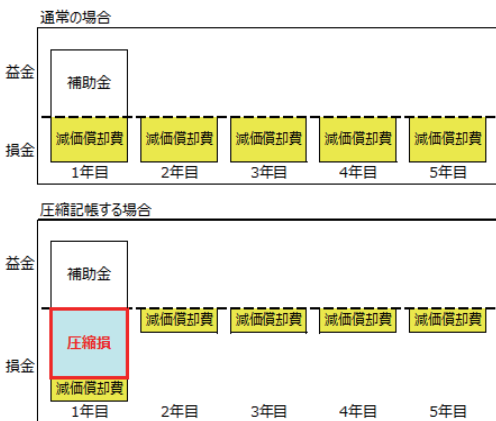


出典：全国中小企業団体中央会ものづくり補助事業公式ホームページ

**ポイント①**  
 ●交付申請承認前の購入はできません。交付決定後の購入に限ります。  
 ●50万円以上の機器購入の場合、相見積もりを用意しておくことでスムーズに手続きができます。

**ポイント②**  
 ●「**圧縮記帳**」が認められます。圧縮記帳については下記をご参照ください。

**ポイント③**  
 ●補助金受給後、5年間報告が必要になります。報告書作成の代行料金が見積もりに含まれているかご確認ください。  
 ●作成代行を行っていない事業者もあります。



「**圧縮記帳**」とは？

資産の購入代金などから補助金の額を控除(圧縮損として経費計上)して購入価額とすることができ、その購入価格から減価償却費を算出します。これにより補助金を受取った事業年度の課税所得が減額されるため、一時的な節税効果があります。税金の総額は変わりません。

ものづくり補助金を申請していることを購入前に担当までお知らせください



設備投資が先行し、補助金の入金が事業年度をまたぐケースもあります。調整が必要になる場合がありますので、資産などの購入時にはご一報ください。また、補助金の支払通知書がお手元に届きました際にも早めのご連絡をお願いいたします。

実際に補助金が交付された例  
 ・CTスキャン・セレック・マイクロスコープ…ライカM320

※成果事例も全国中小企業団体中央会ものづくり補助事業公式ホームページで検索いただけます。

今年も最低賃金が引き上げとなりました。

**最低賃金制度**とは：最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省の中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金額改定の目安がとりまとめられました。全国平均は31円引き上げ961円となる見込みです。

■改定される最低賃金額（発効年月日：2022年10月1日 ※静岡県は10月5日）

東京都	1,041円 → 1,072円	神奈川県	1,040円 → 1,071円
千葉県	953円 → 984円	埼玉県	956円 → 987円
静岡県	913円 → 944円	茨城県	879円 → 911円

最低賃金の確認方法

最低賃金は時給で表示されますので、基本的にすべて時給に直して確認します。

時給	時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)
日給	日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
月給	月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

出典：厚生労働省ホームページ

例) 右図の情報から月給制を時給に直して確認します。  
支給された賃金から対象外となる通勤手当、時間外手当を除外します。  
(この他、除外される手当には慶弔手当など臨時的なもの、固定残業代、休日手当や精皆勤手当、賞与などがあります。)

$$257,000 - (12,000 + 35,000) = 210,000$$

$$210,000 \div (8時間 \times 250日 \div 12か月) = 1,260 > 1,072$$

計算された時給は1,260円ですので**最低賃金額以上**と確認できました。

【月給制の場合の換算方法】

基本給	180,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	12,000円
時間外手当	35,000円
合計	257,000円
.....	.....
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
東京都の最低賃金	1,072円

改定された最低賃金の適用基準日

改定された最低賃金は、労働日（勤務日）を基準に適用されます。

例) 15日締め当月25日払いの医院・クリニック 発効年月日：2022年10月1日  
9月16日～9月30日・・・今までの賃金  
10月1日～10月15日・・・改定後の最低賃金が適用  
『楽しい給与計算』にそれぞれの単価を設定可能です。

■計算機

※単価を登録すると給与計算の際に計算機が表示されます。  
※時間の転記先を設定すると計算機に入力した時間が設定した項目欄に転記されます。  
※「支給形態」で「時間給制」を選択した場合は必須です。

NO	単価	時間の転記先	金額の転記先
1	1041円	労働時間	基本給
2	1302円	普通残業時間	時間外手当
3	1072円	労働時間	基本給
4	1340円	普通残業時間	時間外手当
5			基本給
6			基本給

給与計算画面のスクリーンショット。左側の「時間外手当 & 時間給」項目が強調されている。右側には給与明細表が表示されている。

計算の煩雑さを避けるため、改定前の給与計算期間については、最初から最後まで労働者に有利な新しい最低賃金で支給しても問題ありません。

2023年・2024年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、  
10月14日(金)までに回答をお願いします。

**注意点**

医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2023年・2024年の設備投資についてご予定をお知らせください。

FAX 03-3593-3245

設備投資に関するお問合せ  
期限 2022年10月14日(金)

※年度の消費税及び所得税の申告に関連して、簡易課税、税額控除等の判定を行う必要がございますので、設備投資の予定についてご回答をお願いいたします。

①購入価格又はリース総額が100万円以上の器材、又は車の購入予定  
②器材、又は車の売却予定  
③診療所の改装、又は移転の予定  
④自宅の購入、又は買い替えの予定

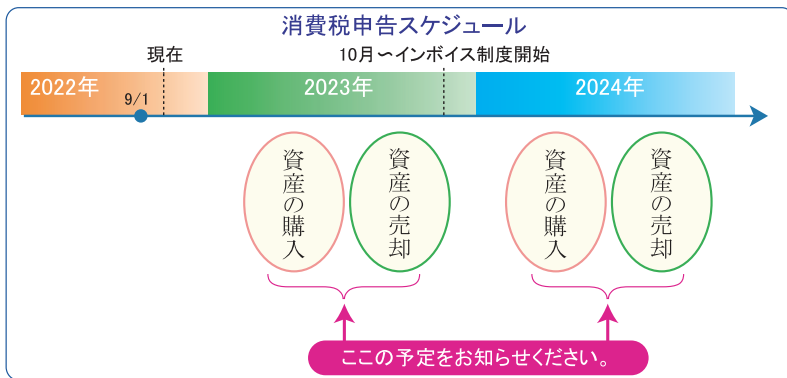
〔記載例〕  
ユニット買換え 2台 400万～500万円 2023年ゴールデンウィーク頃  
レセコン リース 300万円位 夏頃  
車買換え 500万円位 秋頃  
改装 800万円位 来年 正月休み中  
自宅を購入予定 金額未定 2024年中に購入予定

2023年に設備投資又は資産の売却等を ( 予定している 予定していない )  
2024年に設備投資又は資産の売却等を ( 予定している 予定していない )

予定している場合には恐れ入りますが詳細(内容、金額、時期等)をお知らせ下さい。

日本クレアス税理士法人 医療事業部  
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33階  
TEL 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

FAX 03-3593-3245



**医院・クリニックの改装や移転・資産の購入**

医院・クリニックの改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。



設備投資についてご不明点がございましたら、  
担当までお問合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

**自宅の購入・買替**

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

**日本クレアス税理士法人 医療事業部**

**CLIENT 363号**

- 発行日：2022年10月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：https://ca-medical.jp
- お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階  
電話 (代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/大阪/高崎/富山/千葉/宮崎  
日本クレアス税理士法人  
日本クレアス社会保険労務士法人  
弁護士法人日本クレアス法律事務所  
株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A  
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング  
株式会社結い財産サポート  
日本クレアス行政書士法人